

（案）

徳島県（以下「県」という。）及び徳島市（以下「市」という。）が令和 3 年 3 月 26 日付けで締結した県市協調新ホール整備に関する基本協定（以下「現協定」という。）第 17 条第 2 項に基づき、現協定第 5 条第 1 項の建設用地（以下「建設用地」という。）の変更に伴う現協定の取扱い等について、県及び市の協議の結果、次のとおり決定する。

- 1 建設用地の変更等により新たな基本計画等が策定され、県及び市の間で現協定とは別の協定（以下「新協定」という。）を締結した場合、現協定第 16 条の規定にかかわらず、新協定の締結（県及び市が協議の上、別の時点を定めた場合は、その時点）をもって、現協定の有効期間は終了する。
- 2 本決定時点において、県及び市が現協定に基づき履行した事業（継続中のものを含む。）は別表のとおりであることを確認する。
- 3 第 1 項の規定により現協定の有効期間が終了した場合における、県及び市に存する権利義務並びに現協定の効力が存続する規定については、次のとおりとする。
 - （1） 現協定第 8 条第 1 項の土地の譲与に関しては、県及び市が令和 4 年 7 月 7 日付けで締結した財産譲与契約に定めるところによる。
 - （2） 現協定第 13 条から第 15 条までの規定の効力は存続する。
 - （3） 現協定第 2 条第 1 項、第 4 条及び第 6 条の規定を新協定に引き継ぐ。
 - （4） 現協定第 8 条第 2 項に規定する自由通路の確保、現協定第 9 条第 2 項に規定する徳島市街路樹管理事務所の建物等の撤去、同条第 3 項に規定する地下構造物及び下水道管等の撤去並びに現協定第 10 条第 1 項に規定する下水道等の移設及び跨線橋等の整備の取扱いに関しては、別途県及び市の間で協議して定める。
 - （5） 現協定は、県及び市の間における債権債務関係を規定していないことを確認する。
- 4 本決定に疑義が生じたときは、県及び市が協議を行い、決定する。

(別表)

	履行した事業	根拠規定	実施者
1	外構や駐車場等を含む新ホールの設計及び必要な調査	第7条第2項	県
2	新ホール建設用地に係る市有地の譲与	第7条第3項 第8条第1項	市
3	周辺インフラの整備のうち、徳島跨線橋の撤去及び線路西側からのアクセス（跨線橋等）の整備の一部（立体遊歩道の設計）	第7条第3項 第9条第2項 第10条第1項	市
4	周辺インフラの整備のうち、市道（城内・幸町線）の移設の準備	第7条第3項 第10条第1項	市
5	周辺インフラの整備のうち、下水道管等の移設の一部	第7条第3項 第10条第1項	市
6	徳島県青少年センターの地上部分の全て及び地下構造物の一部の撤去	第7条第4項 第9条第1項	県
7	徳島市中央公民館及び徳島市社会福祉センターの建物の地上部分の全て及び地下構造物の一部の撤去	第7条第4項 第9条第2項	市
8	徳島市街路樹管理事務所の建物の地上部分の全て及び地下構造物の一部の撤去の準備	第7条第4項 第9条第2項	市
9	JR牟岐線への新駅設置実現の一部（JR四国との詳細設計業務の一部）、新駅整備に伴う駅前施設の整備の準備	第7条第5項 第12条第3項	県及び市